

平成 26 年 第 2 回臨時会

道 志 村 議 会 会 議 録

平成 26 年 4 月 15 日 開会

平成 26 年 4 月 15 日 閉会

道 志 村 議 会

平成26年第2回道志村議会臨時会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号 (4月15日)

○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため議場に出席した者の職氏名	4
○開会の宣告	5
○村長挨拶	5
○開議の宣告	6
○議事日程の報告	6
○諸般の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○日程の追加	7
○議長辞職の件	7
○日程の追加	8
○議長の選挙	8
○議長の挨拶	9
○日程の追加	10
○副議長辞職の件	11
○日程の追加	11
○副議長の選挙	12
○日程の追加	12
○山梨県東部広域連合議会の議員の選任について	13
○常任委員会及び議会運営委員会正副委員長長の報告	14
○議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決	14

○承認第 1 号から承認第 3 号の一括上程、説明、質疑、討論、採決……………	1 5
○閉議の宣告……………	1 7
○閉会の宣告……………	1 7
○署名議員……………	1 9

平成26年第2回道志村議会臨時会を次のとおり招集する。

平成26年4月9日

道志村長 長 田 富 也

記

- 1 日 時 平成26年4月15日（火）
- 2 場 所 道志村役場議場
- 3 付議事件
 - (1) 道志村ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例
 - (2) 専決処分の承認について（道志村国民健康保険条例の一部を改正する条例）
 - (3) 専決処分の承認について（道志村税条例の一部を改正する条例）
 - (4) 専決処分の承認について（平成25年度道志村一般会計補正予算第6回）

◎応招・不応招議員

応招議員（10名）

1番 出羽和平君

2番 水越茂広君

3番 山口博康君

4番 池谷高明君

5番 大田博文君

6番 長田達義君

7番 山口力君

8番 山口勝也君

9番 杉本秀明君

10番 佐藤定三君

不応招議員（なし）

平成26年第2回道志村議会臨時会

議事日程（第1号）

平成26年4月15日（火曜日）午後3時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 会期の決定
 - 第 3 議案第27号 道志村ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例
 - 第 4 承認第 1号 専決処分の承認について（道志村国民健康保険条例の一部を改正する条例）
 - 第 5 承認第 2号 専決処分の承認について（道志村税条例の一部を改正する条例）
 - 第 6 承認第 3号 専決処分の承認について（平成25年度道志村一般会計補正予算（第6回））
- 追加日程第1 議長辞職の件
- 追加日程第2 議長の選挙
- 追加日程第3 副議長辞職の件
- 追加日程第4 副議長の選挙
- 追加日程第5 山梨県東部広域連合議会の議員の選任について

出席議員（10名）

1番	出羽和平君	2番	水越茂広君
3番	山口博康君	4番	池谷高明君
5番	大田博文君	6番	長田達義君
7番	山口力君	8番	山口勝也君
9番	杉本秀明君	10番	佐藤定三君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	長 田 富 也 君	教 育 長	佐 藤 光 男 君
総 務 課 長	大 房 保 夫 君	住 民 健 康 課 長	山 口 亮 君
産 業 振 興 課 長	山 口 晃 司 君	産 業 振 興 課	諏 訪 本 栄 君
会 計 管 理 者	山 口 幹 夫 君		

職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 次 長 佐 藤 太 清 君

◎開会の宣告

○議長（水越茂広君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

よって、平成26年第2回道志村議会臨時会は成立しましたので、これより開会いたします。

(午後3時30分)

◎村長挨拶

○議長（水越茂広君） ここで、長田村長から招集の挨拶をお願いいたします。

村長。

○村長（長田富也君） 本日ここに第2回道志村議会臨時会を招集したところ、議員各位にはご出席を賜り、感謝申し上げます。

さて、国政においては、この4月1日に消費税率を5%から8%への引き上げが実施されました。平成27年10月にはさらに2%上乘せされて10%へと2段階で引き上げられることになる予定であります。この消費税増税は、社会保障改革において高齢化への対応はもちろん、子供、孫の世帯や現世帯へのサポートを充実させ、全世帯対応型の社会保障に転換を図ることとし、この社会保障に要する費用の主な財源となる消費税の充当先を従来の高齢者向けの3経費から、年金医療及び介護の社会保障給付並びに子育てに対処するための施策に要する経費を含めた社会保障4経費に充てるものとされています。

本村におきましても、今年度の予算において子ども・子育て及び医療、介護につきまして重点施策と位置づけておりますので、今後における国の情報発信に傾注し、情報収集に努め、事業の活用を図っていききたいと考えているところでございます。

また、繰越明許費に加えて2月の大雪を起因とする繰越事業もありますので、円滑な事業の進捗に向けてしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

さて、今回の議会臨時会の提出案件でございますが、道志村ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例、専決処分の承認の件としまして、道志村国民健康保険条例及び道志村税条例の一部を改正する条例の2件、平成25年度道志村一般会計補正予算（第6回）の合わせて3件でございます。

以上、提出議案につきまして概略を申し上げましたが、よろしくご審議をお願いいたします。開会の挨拶といたします。

◎開議の宣告

○議長（水越茂広君） これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（水越茂広君） 本日の議事は、配付してあります日程表のとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（水越茂広君） 諸般の報告を行います。

常任委員、議会運営委員の辞任について次の委員から届け出がありました。

総務文教常任委員、6番、長田達義議員。建設厚生常任委員、3番、山口博康議員、5番、大田博文議員。広報常任委員、10番、佐藤定三議員。議会運営委員、6番、長田達義議員、3番、山口博康議員、10番、佐藤定三議員、9番、杉本秀明議員。

委員会条例第11条第2項の規定によって、議会閉会中に辞任を許可いたしました。

常任委員、議会運営委員の選任について。

常任委員、議会運営委員の選任について委員会条例第6条第4項の規定によって、総務文教常任委員に2番、水越茂広議員。建設厚生常任委員に6番、長田達義議員、7番、山口力議員。広報常任委員に2番、水越茂広議員。議会運営委員に2番、水越茂広議員、7番、山口力議員、5番、大田博文議員、4番、池谷高明議員。

議会閉会中に委員を指名いたしました。

各常任委員会及び議会運営委員会は休憩中に委員会を開催し、正副委員長を互選されるよう、ここに招集いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（水越茂広君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の規定により、第9番議員、杉本秀明君及び第10番議員、佐藤定三君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（水越茂広君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日限りの1日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日限りの1日と決定いたしました。

この際、議事の都合により、暫時休憩いたします。

(午後3時37分)

○副議長（山口 力君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後3時45分)

◎日程の追加

○副議長（山口 力君） 休憩中、議長、水越茂広君から議長辞職願が提出されています。

お諮りします。

議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題にすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○副議長（山口 力君） 異議なしと認めます。

よって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題にすることに決定しました。

◎議長辞職の件

○副議長（山口 力君） 追加日程第1、議長辞職の件を議題とします。

事務局に辞職願を朗読させます。

〔「はい議長」という声あり〕

○副議長（山口 力君） 事務局。

○事務局次長（佐藤太清君） それでは、朗読いたします。

辞職願。

このたび、一身上の都合により議長を辞職したいので、地方自治法第108条及び会議規則第98条第1項の規定により許可されるよう願います。

平成26年4月15日、道志村議会副議長、山口力殿。

道志村議会議長、水越茂広。

以上であります。

○副議長（山口 力君） お諮りします。

水越茂広君の議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○副議長（山口 力君） 異議なしと認めます。

したがって、水越茂広君の議長の辞職を許可することに決定しました。

水越茂広君の入場を求めます。

〔2番 水越茂広君 入場〕

◎日程の追加

○副議長（山口 力君） ただいま、議長が欠員となりました。

お諮りします。

議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○副議長（山口 力君） 異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

◎議長の選挙

○副議長（山口 力君） 追加日程第2、議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○副議長（山口 力君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、副議長が指名することにしたいと思います。ご異議ございません

か。

〔「異議なし」という声あり〕

○副議長（山口 力君） 異議なしと認めます。

よって、副議長が指名することに決定しました。

議長に、山口博康君を指名します。

お諮りします。

ただいま副議長が指名しました山口博康君を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○副議長（山口 力君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました山口博康君が議長に当選されました。

道志村会議規則第33条第2項の規定により告知をいたします。

◎議長の挨拶

○副議長（山口 力君） 新議長、山口博康君、ご挨拶をお願いします。

〔3番 山口博康君 登壇〕

○3番（山口博康君） 議長就任に当たり、一言挨拶申し上げます。

このたびは前議長辞職に伴う議会公選において、皆様方のご推挙をいただき議長の職を拝命いたしました。もとより浅学非才な私にはこのような議長という重責を務めることができないのかと心配であります。前議長のような手腕はありませんが、道志村発展のため努力したいとの思いは負けないつもりです。

その思いと今日まで経験したことを生かせるべく努力し、村政発展、活性化のため全身全霊を傾注する覚悟でありますので、議員各位並びに長田村長を初めとする村当局の特段のご協力をいただき円滑な議会運営に努力いたしますので、前議長同様にご支援、ご協力を重ねてお願い申し上げます。

○副議長（山口 力君） 前議長、水越茂広君、ご挨拶をお願いします。

〔2番 水越茂広君 登壇〕

○2番（水越茂広君） 本日、議長を退任するに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

平成24年5月16日の臨時議会において、議員各位のご賛同をいただき議長に就任以来、約2年間、議員はもとより村民の皆様を初め村長、さらには村当局、職員等多くの皆様のご協

力を賜り、公務に精励することができましたことを心からお礼申し上げます。

今日、国の内外ともに大きな変革の時期に来ておりますが、地方行政におきましても地方分権型社会の到来と言われ、自己決定、自己責任による自治体運営が求められており、まさに行政の真価が問われる時代と言えます。

我が道志村におきましても少子高齢化による過疎化が続き、村政の発展を図る上で大きな妨げとなっておりますが、これを打開するためには雇用の促進、インフラの整備など活力ある地域社会を実現することが何よりも肝要であると存じます。

また、現在取り組んでおります小・中学校の校舎の整備事業はもちろん、新たなトンネルの開削や長期滞在型の療養施設建設などの村民のニーズは多様化しております。

このように、村政厳しいときに議長という重責を担ってきましたが、本日をもってその職を辞し、今後も議員の一人として村民の負託に応えるべく責務を全うしていく所存でございます。

結びに、皆様のさらなるご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いいたしまして、議長退任の挨拶といたします。

○副議長（山口 力君） 山口博康君、議長席にお着き願います。

以上で、副議長の職務は終了しました。ご協力ありがとうございました。

〔山口博康議長、議長席に着席〕

○議長（山口博康君） これより議長職を務めさせていただきます。

議事進行につきまして、ご協力をお願いいたします。

この際、議事の都合により暫時休憩いたします。

(午後3時55分)

○議長（山口博康君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後4時00分)

◎日程の追加

○議長（山口博康君） 休憩中、副議長、山口力君から副議長の辞職願が提出されています。

お諮りします。

副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3とし日程の順序を変更し、直ちに議題にすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（山口博康君） 異議なしと認めます。

よって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに議題にすることに決定しました。

◎副議長辞職の件

○議長（山口博康君） 追加日程第3、副議長辞職の件を議題とします。

事務局に辞職願を朗読させます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（山口博康君） 事務局。

○事務局次長（佐藤太清君） それでは、朗読いたします。

辞職願。

このたび、一身上の都合により副議長を辞職したいので、地方自治法第108条及び会議規則第98条第1項の規定により許可されるよう願います。

平成26年4月15日、道志村議会議長、山口博康殿。

道志村議会副議長、山口力。

以上であります。

○議長（山口博康君） お諮りします。

山口力君の副議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（山口博康君） 異議なしと認めます。

したがって、山口力君の副議長の辞職を許可することに決定しました。

山口力君の入場を求めます。

〔7番 山口 力君 入場〕

◎日程の追加

○議長（山口博康君） ただいま、副議長が欠けました。

お諮りします。

副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として日程の順序を変更し、直ちに議題にすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（山口博康君） 異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として日程の順序を変更し、直ちに議題にすることに決定しました。

◎副議長の選挙

○議長（山口博康君） 追加日程第4、副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（山口博康君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（山口博康君） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

副議長に、杉本秀明君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました杉本秀明君を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（山口博康君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました杉本秀明君が副議長に当選されました。

道志村会議規則第33条第2項の規定により告知いたします。

◎日程の追加

○議長（山口博康君） お諮りします。

山梨県東部広域連合議会の議員の選任についての件を日程に追加し、追加日程第5として

日程の順序を変更し、直ちに議題にすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（山口博康君） 異議なしと認めます。

よって、山梨県東部広域連合議会の議員の選任について日程に追加し、追加日程第5として日程の順序を変更し、直ちに議題にすることに決定しました。

◎山梨県東部広域連合議会の議員の選任について

○議長（山口博康君） 追加日程第5、山梨県東部広域連合議会の議員の選任について議題とします。

山梨県東部広域連合議会の議員の選任については、選挙の方法については、地方自治法第118号第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（山口博康君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（山口博康君） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

山梨県東部広域連合議会の議員に、佐藤定三君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました佐藤定三君を山梨県東部広域連合議会の議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（山口博康君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました佐藤定三君が山梨県東部広域連合議会の議員に当選されました。

道志村会議規則第33条第2項の規定により告知いたします。

この際、議事の都合により暫時休憩いたします。

（午後4時06分）

○議長（山口博康君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後4時10分）

◎常任委員会及び議会運営委員会正副委員長の報告

○議長（山口博康君） ここで、各常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長の互選結果及び議会により選出する各種委員について、お手元にお配りした名簿のとおり決まりましたので、ご報告します。

◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山口博康君） 日程第3、議案第27号 道志村ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（山口博康君） 住民課長。

○住民健康課長（山口 亮君） 議案第27号 道志村ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

道志村ひとり親家庭医療費助成事業につきましては、山梨県ひとり親家庭医療費助成事業費補助金交付要綱に基づき、道志村に住所を有する対象となるひとり親家庭の父または母及び児童に対して医療費の助成を行っております。

この山梨県補助金交付要綱の一部が改正されたため、道志村ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正するものであります。

改正内容につきましては、条例第2条第3項第5号の次に、次の1項を加えるものであります。6号として、「父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令（それぞれ母又は父の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた児童」を対象とする追加であります。

なお、附則におきまして、この条例は公布の日から施行すると定めております。

以上が道志村ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についての内容でございます。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（山口博康君） 本案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（山口博康君） 質疑なしと認めます。

次に、本案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（山口博康君） 討論なしと認めます。

これより議案第27号の本案件採決をいたします。

お諮りいたします。

本案件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（山口博康君） 異議なしと認めます。

よって、議案第27号は原案のとおり決しました。

◎承認第1号から承認第3号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山口博康君） 日程第4、承認第1号から日程第6、承認第3号までの3案件は一括審議といたします。

村当局より順次提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（山口博康君） 住民健康課長。

○住民健康課長（山口 亮君） 承認第1号 専決処分の承認についてご説明いたします。

道志村国民健康保険条例の一部を改正することについて、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、平成26年3月31日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりましてこれを報告し、議会の承認を求めるとでございます。

改正の内容につきましては、国民健康保険の保険料について負担の適正化を図るため、当該保険料の賦課限度額及び所得の少ない被保険者に対して課する保険料の算定の基準を見直す必要があるとして、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布されました。このため、道志村国民健康保険条例の一部改正を専決処分により行ったものであります。

なお、附則におきまして、施行期日をこの条例は平成26年4月1日から施行すると定めております。

また、経過措置として、この条例による改正後の国民健康保険条例の規定は、平成26年度以降の年度分の保険料について適用し、平成25年度分までの保険料については、なお従前の例によると定めております。

ご審議をよろしくお願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（山口博康君） 会計管理者。

○会計管理者（山口幹夫君） 承認第2号 専決処分の承認について（道志村税条例の一部を改正する条例）でございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求めらるるものでございます。

地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令が平成26年3月31日にそれぞれ公布され、いずれも原則として平成26年4月1日から施行されることとされました。

その内容につきましては、商業地及び住宅用地等に対して課する固定資産税の負担調整措置に係る所要の措置を行うものでございます。この法律改正に伴い、道志村税条例の所要の改正を行うものでございます。

なお、この条例は平成26年4月1日から施行し、改正後の道志村税条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成26年度以降の年度分の固定資産税について適用し、平成25年度分までの固定資産税については、なお従前の例による経過措置がとられております。

以上、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（山口博康君） 総務課長。

○総務課長（大房保夫君） それでは、承認第3号 専決処分の承認について（平成25年度道志村一般会計補正予算（第6回））につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,079万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を20億4,883万8,000円とするものです。

地方債の変更につきましては、第2表地方債補正によります。

繰越明許費につきましては、第3表繰越明許費によります。

なお、3月議会定例会終了後、譲与税交付金、地方交付税等が確定したためこれを予算化し、県補助金等において減額する必要が生じたため専決処分したものであります。

主な内容ですが、歳入においては、交付金628万7,000円、地方交付税2,644万4,000円、国

庫支出金594万5,000円を増額補正し、地方譲与税17万1,000円、県支出金32万9,000円、村債160万円を減額補正いたしました。歳出では、財政調整基金等の基金へ5,872万1,000円の積み立てであります。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりです。

地方自治法第179条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご了承願いたくお願い申し上げます。

○議長（山口博康君） 以上の3案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（山口博康君） 質疑なしと認めます。

次に、3案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（山口博康君） 討論なしと認めます。

これより承認1号から承認第3号までの3案件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

3案件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（山口博康君） 異議なしと認めます。

よって、承認第1号から承認第3号までの専決の承認については、原案のとおり承認することを決定いたしました。

◎閉議の宣告

○議長（山口博康君） 以上で、議事は全て終了いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（山口博康君） これで本日の日程は全て終了しましたので、本日の会議を閉じます。

これをもって平成26年第2回道志村議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後4時20分)

上記会議録を証するため下記署名いたします。

平成 年 月 日

議 長

前 議 長

前副議長

署名議員

署名議員
